

豊かさ共創スリーアップ推進業務委託

業務仕様書

令和5年9月

山梨県 産業労働部 労政人材育成課

(両面印刷における表紙の裏面)

## 1 業務の目的

本事業は、本年 3 月に策定された「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ構想」の実現に向けて、働き手のスキルアップが企業の収益アップ、賃金アップに繋がるスリーアップの理念に賛同する企業の増加のため効果的な広報を行い、スリーアップの理念の県内への波及を目指すものとする。

なお、県では本年度 200 社の宣言企業の獲得を目指す。

※構想の核となる「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ(以下「CUU」)」は働く人にスキルアップ講座を提供する拠点として、年明けの開講を目指し準備を進めているが、賛同企業はCUUの受講資格を持つものであり、広報は開講のスケジュールを念頭に効果的に行うこと。

【開講に向けたスケジュール】

- ・10月中旬 スリーアップ推進協議会設立
- ・10月～12月 CUUプレ講座(イノベーション人材育成講座)
- ・R6.1月(予定) CUU開講

## 2 業務委託名称

豊かさ共創スリーアップ推進業務委託

## 3 履行期間

契約締結翌日から令和6年3月31日まで

## 4 履行場所

労政人材育成課内、ただしPR業務については原則山梨県内とする。

## 5 委託業務

別紙「豊かさ共創スリーアップ推進業務委託」特記仕様書に基づき実施する。

## 6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等(以下「貸与品」という。)を貸与する。

貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を山梨県に返還する。

## 7 成果物

### (1) 成果図書等

- ① 業務完了届
- ② 「豊かさ共創スリーアップ推進業務委託」業務報告書
- ③ その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

### (2) 図書の体裁 A4 版縦、横書き、作図等は適宜（A3 版の折込可）

### (3) 納品方法

- ① 紙媒体 カラー版 報告書 1 部
- ② ドキュメント類 電子媒体（CD-R）に格納し、1 枚

### (4) 納期 令和6年3月31日まで

### (5) その他

提出された報告書及び動画素材の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

## 8 留意事項

### (1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、業務の遂行にあたっては本業務の実施に関して知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。また、委託業務終了後も同様とする。

### (2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合には、山梨県の承諾を得るものとする。

## 9 その他

本業務仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに県と協議の上、決定するものとする。

〔問い合わせ先〕

山梨県 産業労働部 労政人材育成課

労政担当 加藤

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

TEL 055-223-1561 FAX 055-223-1564

# 「豊かさ共創スリーアップ推進業務委託」特記仕様書

## 1 業務内容

R5.3 に策定された「やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ(以下「CUU」)構想」に基づき、労使が共益関係を育む中で、働き手のスキルアップを企業の収益アップ、その収益の一部を賃金アップに繋げる好循環である、「スリーアップ」の実現に向けて、R5.9 に設立する「豊かさ共創スリーアップ推進協議会」への県内企業の参加を促すとともに、スリーアップの普及啓発を行う。

なお、企業が協議会参加に当たって行う、スリーアップ推進宣言用サイトは別途県が作成するため、連携を行うこと。

### (1) 事業の名称

豊かさ共創スリーアップ推進業務委託

(2) 実施期間 契約締結日から令和6年3月31日

### (3) 事業内容

#### ① 狙い

- ・スリーアップの取り組みを普及啓発し、県内企業が実際に取り組むことで、県内企業の持続的な成長を支援することを目指す。
- ・R6.1 に開講を目指しているリスキリング総合支援拠点である CUU の講座や R5.10 から開催予定の「イノベーション人材育成講座」について、協議会に加入した企業の働き手、同企業に就職を目指す求職者のみを対象とするため、多くの企業の宣言を集めたい。
- ・県では本年度 200 社の宣言企業の獲得を目指す。

#### ② ターゲット 県内にある企業等

#### ③ ターゲットニーズ

- ・従業員のスキルアップとその活用による企業収益のアップ。収益の適正な配分を行う好循環の実現
- ・協議会に参加した企業間のネットワークによる情報交換

#### ④ スリーアップの周知業務

広告の実施、宣言勸奨リーフレット・ポスターの作成など効果的な手法により県内企業及び労働者に 3UP の理念を周知し、多くの企業から 3UP 推進宣言(県

サイトで宣言)を促すとともに、CUUの利用を促進する。

※協議会参加企業等が周知・宣言勸奨を図るために、リーフレット(20,000枚)を利用するため、このリーフレットの作成も含まれる。

⑤ スリーアップ推進セミナー等の実施。

スリーアップの理念の普及と R5.9 に設置するスリーアップ推進協議会への参加を促すとともに、R6.1 に開講予定である CUU の利用を促進するために、セミナーを実施する。

セミナー等の実施にあたって、CUU のオープニング時期である R5.11 月から 12 月の間及び R6 に向けた盛り上がりを作るため R6.2 月から 3 月の間に実施し、県内企業等に周知するとともに、講師の選定や内容について県と協議する。

(4) ④・⑤の実施時期 令和5年10月～令和6年3月

## 2 業務実施体制

事業の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

### (1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR 場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

### (2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案業務を行うこと。
- ② 業務従事者は 3 名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

### 3 業務実施上の条件

(1) 履行期限 契約締結日から令和6年3月31日まで

(2) 打合せ回数及び内容

受託者は、県と打合せを行いながら業務を進めること。(業務着手前、中間報告、報告書(案)作成時、その他県が必要と認める場合 など)

### 4 その他

(1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。